

諫早市監査委員告示第10号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月16日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和2年度財政援助団体等監査結果及び措置状況

年度	監査区分	団体等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R2	出資団体及び指定管理者監査	一般財団法人諫早市小長井振興公社	緑化公園課	<p>○公の施設の指定管理事務について改善を求めるもの</p> <p>【指導事項】 指定管理事務において次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市緑化公園条例第26条第2項によると、利用料金は、別表第4の第1欄に掲げる公園の当該第2欄に掲げる区分ごとにこれに対応する第3欄の単位に応じて同表の第4欄に定める金額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする規定されているが、承認を得ずに回数券等を使用することにより、低額で施設を利用できる取扱いが行われている事例。</p> <p>② 令和元年度山茶花高原ピクニックパークの管理に関する協定書第7条第1項第1号によると、施設において事故が発生したときは、その旨及びその理由を市に報告しなければならないと規定されているが、施設において発生した事故が市に報告されていない事例。</p> <p>については、条例等に基づく適正な公の施設の管理事務の執行に努められたい。</p>	令和3年1月27日	<p>①回数券等の使用について、利用料金承認申請書を、令和3年1月27日付で提出した。</p> <p>また、適正な公の施設の管理事務を行うよう公社内で周知徹底を図った。</p> <p>②施設内で事故が発生した場合は、市へ報告するよう公社内で周知徹底を図った。</p>
R2	出資団体及び指定管理者監査	一般財団法人諫早市小長井振興公社	緑化公園課	<p>○所管課に対するもの</p> <p>【指導事項】 諫早市緑化公園条例第26条第2項によると、利用料金は、別表第4の第1欄に掲げる公園の当該第2欄に掲げる区分ごとにこれに対応する第3欄の単位に応じて同表の第4欄に定める金額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする規定されているが、承認を得ずに回数券等を使用することにより、低額で施設を利用できる取扱いが行われている事例が見受けられた。</p> <p>については、条例に基づき公の施設の指定管理業務が適正に実施されているか確認を行うとともに、適切な指導を行われたい。</p>	令和3年1月27日	<p>回数券等の使用について、利用料金承認申請書の提出を指導し、令和3年1月27日付で承認した。</p> <p>また、指定管理業務が適正に実施されているか確認を行うよう課内で周知徹底を図った。</p>